場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。なお、実績として求める期間に加える場合、期間は年単位とし、１年未満は切り捨てとする。

ａ　電線共同溝の実施（詳細）設計業務

ｂ　電線共同溝の基本（概略・予備）設計業務

⑺　外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相応又はＲＣＣＭ相当との旧建設大臣認定（建設経済局）又は国土交通大臣認定（総合政策局又は土地・建設産業局）を受けている必要がある。なお、参加表明書等の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書等を提出することができるが、この場合、参加表明書等提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名されるためには競争参加資格確認結果の通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

エ　上記イ、ウの⑺の実績として挙げた業務実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも開発建設部関係事務所を含み、港湾空港関係を除く。）が発注した業務に係る実績である場合にあっては、業務評定点が60点未満のものは、実績として認めない。

オ　参加表明書等の提案内容に記載した配置予定技術者の配置ができなくなった場合は、第二次審査提出書類の提出前においては、以降の手続きに参加をしないもしくは直ちに辞退を行うこと。また、落札者決定までの期間においては、直ちにその旨を３⑴に記載の担当部局まで通知すること。万一これらの行為を行わずに入札した者に対しては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

⑷　工事企業の参加資格要件　代表企業、構成企業又は協力企業のうち、１⑸イに掲げる工事業務を実施する者（以下「工事企業」という。）は、次のアからウまでの要件を満たさなければならない。調整マネジメント業務（工事段階）、本事業で整備する施設の所有権移転業務を実施する者はこの限りでなく、次のイの要件又は２⑶に掲げる設計企業の参加資格要件イを満たせば良いものとする。

ア　近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格のうち、「アスファルト舗装工事」若しくは「一般土木工事」に認定されている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

イ　平成22年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事を施工した実績を有すること。甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。

⑺　電線共同溝又は情報ボックス若しくは電線類の地中化工事の施工実績

⑴　供用中の道路法上の道路（国道・都道府県道・市町村道のいずれか）で、交通規制を伴う工事の施工実績

⑼　上記⑺、⑴は同一工事の施工実績を有すること。

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む。）の発注した工事に係る実績である場合にあっては、評定点が65点未満のものは、実績として認めない。また、低入札工事にあっては工事成績評定点が70点未満でないことで実績とする。

ウ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該業務に専任で配置できること。なお、第一次審査資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、下記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

⑺　次に掲げる資格を有する配置予定技術者であること。

（監理技術者を配置する場合）

ａ　１級土木施工管理技士。

ｂ　１級建設機械施工管理技士

ｃ　技術士　建設部門、農業部門（農業土木、農業農村工学）、森林部門（森林土木）、水産部門（水産土木）、総合技術監理部門（建設、農業土木、農業農村工学、水産土木、森林土木）

ｄ　１級土木施工管理技士と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。国土交通大臣が認定した者とは、指定建設業７業種に関して、過去に特別認定講習を受け、同講習の効果評定に合格した者、もしくは国土交通大臣が定める考査に合格した者をいう。

（主任技術者を配置する場合）

ａ　１級又は２級土木施工管理技士（種別は「土木」に限る。）

ｂ　１級又は２級建設機械施工管理技士

ｃ　技術士　建設部門、農業部門（農業土木、農業農村工学）、森林部門（森林土木）、水産部門（水産土木）、総合技術監理部門（建設、農業土木、農業農村工学、水産土木、森林土木）

ｄ　１級土木施工管理技士と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。国土交通大臣が認定した者とは、指定建設業７業種に関して、過去に特別認定講習を受け、同講習の効果評定に合格した者、もしくは国土交通大臣が定める考査に合格した者をいう。

⑴　平成22年度以降に元請けとして、同種工事（２⑷イに掲げる工事）の経験を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の経験は認められない。）。

・上記の期間に長期休暇を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を経験として評価する期間に加えることができる。なお、長期休暇を取得した期間に相当する期間を、経験として評価する期間に加える場合、期間は年単位とし、１年未満は切り捨てとする。

・同種工事の経験が、国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の工事（いずれも港湾空港関係を除く。）である場合は、工事成績評定点が65点未満でないことで経験とする。

・低入札工事にあっても同様に工事成績評定点が65点未満でないことで経験とする。

・同種工事の経験として記載した工事の工期に対して従事期間が短い場合については、明示した同種工事の経験を満たしていることが証明できる資料（最終の実施工程表等）を提出すること。

⑼　配置予定技術者にあっては、参加表明書提出期限日以前に３ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が必要である。

⑽　配置予定技術者は、建設業法第７条第２号及び第15条第２号に定められた技術者（営業所専任技術者）でないこと。

⑾　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑿　上記⑺から⑾までについて確認出来る書類を添付すること。その添付がされない場合は、本競争に参加できないことがある。